

客引き行為等の防止に関する街頭啓発 キャンペーンを行います！

平成28年7月1日に「四日市市客引き行為等の防止に関する条例」が施行され、また、令和3年4月の一部改正によって規制対象が全業種に拡大されました。この度、条例施行から6年が経過することから、条例のさらなる周知を図り、安全安心なまちづくりに寄与するため、令和4年7月13日に地域住民の皆さん、四日市南警察署と市が合同で街頭啓発キャンペーンを実施します。

日時：令和4年7月13日（水）午後6時から30分程度

集合場所：諏訪公園南入口付近

内容：条例における禁止区域内において、来街者などにチラシ等を配布しながら、客引き行為等の防止（しない・させない・利用しない）を呼びかけます。



【問い合わせ先】
四日市市役所 市民協働安全課
TEL：059-354-8179